

翻 訳

国家税務総局による『国際運送業務に従事する非居住者企業¹の
税収管理の暫定弁法（規則）』の公布に関する公告の翻訳
(国家税務総局公告 2014 年第 37 号)

小川総合法律事務所
弁護士 雨宮 正啓 監訳
Wang Jing & Co. (敬海律師事務所)
弁護士 李 剛 訳

非居住者企業が従事する国際運送業務の税収管理を整備、強化するため、国家税務総局は『国際運送業務に従事する非居住者企業の税収管理の暫定弁法（規則）』を制定し、公布する。当該弁法（規則）は 2014 年 8 月 1 日から実施される。

ここに公告する。

国家税務総局
2014 年 6 月 30 日

国際運送業務に従事する非居住者企業の税収管理の暫定弁法（規則）

第 1 章 総則

第 1 条

非居住者企業が従事する国際運送業務の税収管理を整備するため、『中華人民共和国企業所得税法』及びその実施条例（以下「企業所得税法」という）、『中華人民共和国税収徴収管理法』及びその実施細則（以下「税収徴管法」という）並びに中国政府が対外的に署名した二重課税の回避に関する協定（香港・マカオ特別行政区と締結した二重課税の回避のための税収調整、海上（航空）国際運送の収入の相互免除に関する協定、海運（空運）協定及びその他の関係協議又は覚書を含む。以下「租税協定」という）などの法規定に基づき、本弁法（規則）を制定する。

¹ The term "non-resident enterprise" as mentioned in this Law refers to an enterprise established under the law of a foreign country (region), whose actual institution of management is not inside China but which has offices or establishments inside China; or which does not have any offices or establishments inside China but has incomes sourced in China. 『中華人民共和国企業所得税法』第 2 条 2 項によると、「非居住者企業」というのは、海外の国または地域の法律に基づき設立され、且つ、中国国内に管理組織を設置していないが、事務所又は営業所を開設している、若しくは事務所又は営業所を設置していないが、中国国内において所得がある企業を指す。

第2条

本弁法（規則）に言う国際運送業務とは、非居住者企業が自ら所有又は他人から賃借した船舶、航空機、船倉を利用し、旅客、貨物又は郵便物などを積載し、国内の港²を使用して輸出入する運送業務並びにそれに関連する荷役業及び倉庫業などの付随業務をいう。

非居住者企業が航海傭船、定期傭船又はウェット・リース³の方式で船舶又は航空機を利用させ、収入を得る事業は国際運送業務とみなす。

非居住者企業が船舶賃貸借又はドライ・リース⁴などの方式で船舶又は航空機を貸出し、若しくはコンテナ及び他の積荷用具を国内の組織又は個人に貸出すことにより得る賃料の収入は、本弁法（規則）に定める国際運送業務の収入とはみなさず、企業所得税法第3条3項及び『国家税務総局の「非居住者企業所得税源泉徴収管理暫定弁法（規則）」の公布に関する通知』（国税発〔2009〕3号）の規定に従うものとする（租税協定における特別な規定を除く）。

第3条

非居住者企業が本弁法（規則）に定める国際運送業務に従事して、運賃収入を得たときは、非居住者企業は納税者となる。

第4条

本弁法（規則）は、租税協定に基づき徴収されるその他の税のほか、企業所得税に適用される。

本弁法（規則）における主管税務機関とは、主管国税機関を指す。

第2章 徴収管理

第5条

非居住者企業は、関係部門からその営業資格を承認された日、若しくは運送契約又は協定を締結した日から30日以内に、自ら又は代理人に委託し、運送業務に関わる港所在地の主管税務機関にて税務登録を行わなければならない。非居住企業は、税務登録と同時に、営業資格の証書、営業航路の資料、関係業務契約及び国内の連絡者などの情報を提供しなければならない。

非居住者企業が国内の港のうち一カ所を選択して税務登録した後、他の港で業務を行うときは、当該港所在地の主管税務機関に税務登録の書類、運送契約及びその他の関係書類の複本を提出しなければならない。

² 港には空港も含まれる。

³ 搭乗員が配乗されている場合の航空機のリースを指す。

⁴ 航空機のためのリースを指す。

第6条

非居住者企業が前条の規定により税務登録を行ったときは、税収徴管法及び関係法規定に従い帳簿を備置き、合法且つ有効な証憑に基づき記帳し、照合を行い、納税所得額を正しく計算した後、自ら又は代理人に依頼し、関連法に従い税務登録地所在の主管税務機関に企業所得税を申告及び納付しなければならない。

第7条

非居住者企業が国際運送業務で得た納税所得額は、企業所得税法の規定に従い、その収入総額から、実際に発生し且つ収入の取得に対応する合理的な支出を控除した残額により確定する。

（収入総額とは）

収入総額とは、非居住者企業が国内の港を出入りして、旅客、貨物又は郵便物などを運送するときに取得した、旅客運送及び貨物運送の収入の総額である。旅客運送の収入は、旅客運賃、貨物過重運賃、食費、保険料金、サービス料及び娯楽費用などを含む。貨物運送の収入は貨物基本運賃及び各種付加費用などを含む。

第8条

非居住者企業が納税所得額の計算を誤り、正しく申告できなかったときは、主管税務機関は『国家税務総局の「非居住者企業所得税の照会徴収の管理弁法（規則）」の公布に関する通知』（国税発〔2010〕19号）の規定に従い、その納税所得額を確定する。

第9条

非居住者企業が運営する国際運送業務が企業所得税法に定める源泉徴収の対象となるときは、納付者所在地の主管税務機関は、『非居住者の請負作業及び労務提供に関する税収管理の暫定弁法（規則）』（国家税務総局令第19号）第14条に規定される手続きに従い、納付者を源泉徴収者として指定する。納付者は以下の者を含む。

- （一）非居住者企業又は国内における子会社、支社、連絡事業所若しくは非居住者企業に代わり金銭を受領する国内外の代理人に対して金銭を支払う組織又は個人；
- （二）海外における関係者又は特殊な利益関係を有する第三者を介して金銭を支払う組織又は個人；
- （三）その他企業所得税法に定める企業又は個人。

第10条

源泉徴収の納付者は、税金の支払いを代行するときは、主管税務機関に「中華人民共和国企業所得税の源泉徴収に関する申告表」及び関係書類を提出し、書類提出の日から7日以内に税金を国庫に納付しなければならない。

第3章 租税協定の待遇に関する管理

第11条

非居住者企業が租税協定の待遇を享受できる国際運送の収入及び所得並びに税種目の範囲は、租税協定の関連規定に従い、確定する。

第12条

非居住者企業が租税協定の待遇を享受するためには、国内の税法規定に従い納税義務が課される前、又は納税申告をするときに、登録地所在の主管税務機関に届出しなければならない。「非居住者が享受する租税協定の待遇の届出報告表」(『国家税務総局による「非居住者の租税協定の待遇に関する管理弁法(規則)(試行)」の公布に関する通知』(国税発(2009)124号)の添付ファイル1を参照、以下は「協定待遇の享受に関する届出表」をいう)1式2部及び次の書類を提出しなければならない。

- (一) 企業登録所在地国により発行される企業登録証明書の副本又は複本；
- (二) 前西暦年度以降において、税収協定の締結相手の税務主管当局又は運送主管部門により発行された居住者の身分証明書、法人証明書の原本又は複本(複本を提供するときは、原本の保管場所を明記する)；
- (三) 国際運送の収入及び所得に関わる契約書又は協定書の複本；
- (四) 運送航路、旅客、貨物、郵便物及び国内に停泊する港の情報に関する書面による説明；
- (五) 税務機関が要求する租税協定の待遇の享受に関するその他の書類。

非居住者企業がすべての届出書類を提出したときは、主管税務機関は、即時に協定待遇の享受に関する届出表2部に押印しなければならない。届出表2部のうち1部は届出として保管され、1部は非居住者企業に返却される。非居住者企業が提出した届出書類に不備又は記入漏れがあるときは、主管税務機関は即時に訂正が必要であることを告知しなければならない。上記届出書類が主管税務機関に提出されているときは、再度提出する必要はない。

同一の非居住者企業が同一地域で租税協定の待遇を重ねて享受するときは、最初の届出手続から3西暦年度(本年度を含む)以内であれば、再度の届出手続きは免除される。

第13条

非居住者企業は、前条の規定に従い届出及び書類を提出しなかったときは、租税協定の待遇を享受できない。既に自ら租税協定の待遇を享受している非居住者企業は、主管税務機関から是正の命令を受けているにもかかわらず、要求された期限内に正当な理由に基づかず是正しないときは、税金を追納しなければならず、税収徴管法の規定に従い対処される。

第14条

非居住者企業が複数の国内港で国際運送業務を行うときは、主管税務機関に受理された協定待遇の享受に関する届出表を、その他の港における主管税務機関において届出として保管されるよう提出しなければならない。他の港の主管税務機関は、異議あるときは、協定待遇の享受に関する届出表を受理した主管税務機関と連絡及び協調しなければならない。協調できないと

きは、共通の上級税務機関に報告しなければならない。

第 15 条

非居住者企業が租税協定の待遇を享受できたにもかかわらずその待遇を享受せず税金を納付したときは、決算日から3年以内に、主管税務機関に対して租税協定の待遇を享受することを追加申告し、本弁法の定めに従い届出の手続きを行ったときは、租税協定の待遇を享受しなかったために納付した税金は還付される。上記期限を超えるとときは、主管税務機関は申請を受理しない。

第 4 章 継続的管理

第 16 条

主管税務機関は、企業ごとに管理するという原則に従い、国際運送業務に従事する非居住者企業の管理台帳及び納税ファイルを作成し、運賃及び他の費目、税金の納付、租税協定の待遇の享受などの情報について、迅速且つ正しく把握すべきものとする。

第 17 条

■ 主管税務機関は、非居住者企業が租税協定の待遇を享受する状況を継続的に管理しなければならない。第 12 条の規定に従い提出された書類に対し、国際運送業務の内容および届出の書類と対照して検査を行い、租税協定の待遇を享受する条件に合致していない、且つ納税義務を履行していないことを認めるときは、税収徴管法の規定に従い対処する。

第 18 条

主管税務機関は、港湾、航海管理、税関、商検、海監、外貨管理及び商務などの部門と協力して税源の情報を獲得し、非居住者企業の出入港、納税義務の履行、運賃及び関係費目の受取りなどの状況を監察すべきものとする。

第 19 条

主管税務機関が国内では税金の情報を取得し難いときは、それを特別情報とみなし、税務総局から相手締約国に特別情報の提供を求めることができる。

第 5 章 附則

第 20 条

非居住者企業、源泉徴収義務者又は代理人に、税収上の違法行為があるとき、税務機関は税収徴管法の関連規定に従い対処する。

第 21 条

各省、自治区、直轄市及び計画単列市の税務機関は、本弁法（規則）に従い、当該地域の実情に基づき具体的な実施弁法（規則）を制定することが出来る。

第 22 条

本弁法（規則）は 2014 年 8 月 1 日から実施される。本弁法（規則）が実施される前に、非居住者企業が租税協定の待遇の享受に関する審査、承認、届出又は免税証明などの手続きを行っているときは、第 12 条 1 項の規定に従い届出が完了したとみなされ、第 12 条 3 項に定める期間内は再度の届出は必要ではない。

第 23 条

『国家税務総局による国際航空運送業務に関する若干の問題の通知』（国税発〔1993〕097号）、『国家税務総局による「国際船舶運送収入に関する税収の報告表」の印刷・使用の通知』（国税函発〔1996〕729号）、『国家税務総局による「外国企業の船舶運送収入に関する企業所得税の免除の申告表」及び「外国企業の船舶運送収入に関する営業税免除の証明表」の印刷・使用の通知』（国税函〔2002〕160号）、『国家税務総局による外国企業の船舶運送に関する税収状況の報告表の印刷に関する通知』（国税函〔2002〕384号）などにおける企業所得税に関する規定及び『国家税務総局による非居住者企業の船舶、航行運送の収入に関わる企業所得税の計算問題に関する通知』（国税函〔2008〕952号）は、2014年8月1日に廃止される。

